



2020年  
3月  
209号



# 連合鶴岡田川

編集発行  
連合山形鶴岡田川  
地域協議会  
鶴岡市泉町8-57  
TEL 0235-25-8605  
労働組合センター内



連合は昨年より「Action!36」キャンペーンを全国で展開しています。会社が残業をさせるためには「36協定の締結」が不可欠ですが、そのことを知っている人は5割半ば（連合2017年インターネット調査・有効回答数1,000人）で、勤め先が「36協定を締結している」のは、なんと4割半ばとの回答でした。この調査から、36協定を結ばずに残業させている企業が多いという実態が浮き彫りになりました。

長時間労働を是正して、すべての職場で「より良い働き方」を実現していくためには、何はともあれ「36協定の適切な締結」が絶対に必要です。そんな思いを込めて「Action!36」をスタートしました。

## 【労働基準法36条】

労働基準法36条に「労働者は法定労働時間（1日8時間1週40時間）を超えて労働させる場合や、休日労働をさせる場合には、あらかじめ、労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならない」と定められています。

会社が法定労働時間以上の残業や法定休日出勤に従業員に課す場合は、労使間で「時間外労働・休日労働に関する協定書」を締結し、別途「36協定届」を労働基準監督署に届け出ることになっています。

就業規則の作成と届け出は常時10人以上の労働者を使用する使用者と規定されているのに対し、36協定は労働者がたった1人でも、法定の労働時間を超えて労働（法定時間外労働）させる場合、又は、法定の休日に労働（法定休日労働）させる場合には、届け出が必要なのです。

もし、この「36協定届」を労働基準監督署に届け出ずに従業員に時間外労働をさせた場合は、労働基準法違反となるのです。しかし、平成25年10月に厚生労働省労働基準局が発表した調査によると、中小企業の56.6%が時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結しておらず、そのうちの半数以上が「時間外労働や休日出勤があるにも関わらず労使協定を締結していない」＝「違法残業を課している」ということが明らかとなりました。

## 【3月6日は36（サブロク）協定の日】

連合は2019年4月1日から改正労働基準法が施行されることを踏まえて、長時間労働を是正し、すべての職場に「36協定の適切な締結」を広めるため、厚生労働省などを含む協賛団体と3月6日を36協定の日と位置づけて取り組みを行っています。また、全国中小企業団体中央会との長時間労働是正に向けた共同宣言も実施しています。



## 【庄内労働基準監督署長に要請】

連合山形鶴岡田川地域協議会は3月13日（金）、庄内労働基準監督署長に36協定の締結促進に向けて要請書を提出しました。

本年4月「時間外労働の上限規制」が中小企業にも導入されます。県全体で深刻な人手不足の中、中小企業の人材の確保・定着を促すには、長時間労働を抑制し、労働者の安心・安全を確保することが急務です。そのためにも、県内企業において42%に留まっている36協定の締結を促進することによる県内企業ブランドの向上が求められます。

連合山形はすべての労働者の働き方の見直しや働く者のセフティーネットづくりを目指し、昨年から「Action！36」キャンペーンを展開し、県全体に広く訴え周知・浸透を図っています。

労働基準監督署に対する要請は次の内容です。①県内中小企業に対し改正内容の周知・指導を徹底するとともに、適切に実施できる環境整備のための支援を行うこと。②36協定の締結促進のための監督・指導を徹底すること。③長時間労働が常態化している企業に対する監督・指導を徹底することに加え、上限を超えて働かせている企業に対する取り締まりを強化し厳正に対処すること。④労働基準監督署において企業訪問による状況把握や相談体制の強化拡充など、きめの細かい対応をはかり、労働者の安心・安全・健康とワーク・ライフ・バランスを確保すること。



## 【連合鶴岡田川地協の取り組み】

- 3月18日（水）  
春闘激励訪問・OKIサーキットテクノロジー労組（18時）
- 3月19日（木）  
春闘激励訪問・JP労組鶴岡地方支部（18時15分）
- 3月24日（火）  
春闘激励訪問・JVCケンウッド労組山形（18時）
- 3月25日（水）  
地協第4回幹事会（18時15分・勤労者会館）
- 3月27日（金）  
田川地区中央メーデー専門委員会（18時15分・勤労者会館）
- 4月10日（金）  
地協春闘決起集会・国政報告会（18時・勤労者会館）
- 4月25日（土）  
2020田川地区中央メーデー（10時・荘銀タクト鶴岡）